

# 2025年度 同志社大学大学院 司法研究科

## 前期日程入学試験問題 法律科目試験 (行政法)

次の(設例)を読んで、問(1)、(2)に答えなさい。

### (設例)

Xは自らが所有する土地(以下「本件土地」という。)の上に自動車修理工場を建設して自動車修理業を営んでいたが、事業拡張のため新たに鉄筋2階建ての建物(以下「本件建物」という。)を増築することとし、Y市の建築主事から建築確認を得て、本件建物の建築工事(以下「本件工事」という。)を開始した。ところが、本件工事の進行を見て不安を感じた住民からの通報を受け、Y市の職員がXの同意を得て本件土地の調査を行った結果、本件土地の地盤が軟弱になっていることが判明した。このまま本件工事を続行すれば、本件土地が地盤沈下を起こすおそれがあると考えたY市は、Xに対し、本件土地の地盤沈下を防ぐため、いったん本件工事を中止して地盤沈下を防ぐ措置を講じるよう指導した。しかし、本件工事の完成を急いでいたXは、簡単な応急措置をとっただけで本件工事を続行した。

そこで、Y市長は、本件工事の施工に伴う地盤の崩落による危害を防止するために必要な措置を講じていないとして、Xに対し、建築中の本件建物の除却命令(以下「本件命令」という。)を下した。本件命令に納得のいかないXは、本件命令の取消訴訟を提起した。

### 問(1)(配点:20点)

Xが本件工事の施工に伴う地盤の崩落による危害を防止するために必要な措置を講じていないとするY市長の判断に裁量は認められない。なぜ裁量が認められないのか、【資料】を参照しつつ説明しなさい。

### 問(2)(配点:30点)

Xがとった簡単な応急措置では建築基準法90条に定める「必要な措置」を講じたことにはならないことを前提とした上で、Xの立場から、本件命令が違法であるとの主張を考えなさい。解答に際しては、予想されるY市の反論にも言及すること。ただし、手続の瑕疵については論じなくてよい。

2025年度 同志社大学大学院 司法研究科  
前期日程入学試験問題 法律科目試験  
(行政法)

---

【資料 建築基準法（抄）】

（用語の定義）

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

[1～34号 省略]

35 特定行政庁 この法律の規定により建築主……を置く市町村の区域について  
は当該市町村の長をい……う。……

（違反建築物に対する措置）

第9条 特定行政庁は、建築基準法令の規定……に違反した建築物又は建築物の敷地  
については、当該建築物の建築主……に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又  
は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様  
替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するため  
に必要な措置をとることを命ずることができる。

[上記の条文中「建築基準法令の規定」には、建築基準法の規定が含まれる。]

[2項以下 省略]

（工事現場の危害の防止）

第90条 建築物の建築、修繕、模様替又は除却のための工事の施工者は、当該工事  
の施工に伴う地盤の崩落、建築物又は工事用の工作物の倒壊等による危害を防止す  
るために必要な措置を講じなければならない。

[2、3項 省略]

第101条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

[1～17号 省略]

18 第90条第1項……の規定に違反した者